

平成 16 年度第 8 回青森県男女共同参画審議会議事録

日時：平成 17 年 3 月 24 日（木）13：00～15：00

場所：ラ・プラス青い森 2 階カメリア

司会（齋藤グループリーダー）：青少年・男女共同参画課の齋藤といたします。よろしくお願いいたします。本日の審議会におけるご発言は、後日インターネットにより公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

では、資料のほうの確認をさせていただきたいと思います。1 番最初「次第」、それから「席図」、それから「出席者名簿」、裏のほうは事務局の名簿になっております。

それから資料 1 として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に対する施策に関する基本的な方針」ということで。それから資料 2 として「報告書（案）青森県男女共同参画推進条例第 1 条の規定に基づく苦情処理体制を構築するにあたっての基本的な考え方について」ということ。それから資料 3 については「平成 17 年度当初予算主要事業概要（個表）」です。それから資料 4 として「平成 16 年版青森県の男女共同参画の現状と施策についての概要」。

番号なしとして「平成 16 年度版青森県の男女共同参画の現状と施策」という白い冊子が入っていると思います。本文についてはすでに皆様のほうに、送付させていただいております。それから、番号なしとして「苦情処理ガイドブック」内閣府で出しているものです。それから「アメリカ・サンフランシスコレポート 2004」ということで、海外派遣に行った方々の報告書。

それから最後に「平成 16 年度青森県男女共同参画県民フォーラムの報告書」ですね。最後に 1 枚ものが入っていますけれども、これについては蒔苗委員の方から資料提供されているものですので、後ほどご覧いただければと思います。

今、お話しましたけれども、もし、ない資料がありましたら、事務局のほうまで申し出てもらえれば。

1. 開会

司会（齋藤グループリーダー）：ただ今から青森県男女共同参画審議会を開催したいと思います。

開会にあたりまして環境生活部長からあいさつを申し上げます。

2. 部長あいさつ

高坂部長：委員の皆様には、年度末の非常にお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。それから日頃県政の推進につきまして、格別のご理解ご協力をいただいております。これにつきましてもまた、深く感謝申し上げます。

さて、県のほうでは昨年 12 月行政改革大綱を改訂いたしまして、県行政全般に渡る抜本的な見直しということに取り組んでいくこととしております。併せて、これも昨年 12 月でございますけれども、新しい青森県づくりの基本計画、暮らしやすさではどこにも負

けない青森県をつくるという内容であります。生活創造推進プラン、これにつきましても着実に推進していきたいというふうに考えてございます。委員の皆様には一層のご理解ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、前回の審議会におきまして、青森県男女共同参画推進条例第 11 条の規定に基づきます「県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制」を構築するに当たっての基本的な考え方について、諮問させていただいたところでございます。

また、前回設置いたしました苦情処理検討専門部会におきましては、1月、2月と精力的に部会の委員の皆様方にはご熱心なご審議をいただきまして、報告書（案）としてまとめていただきました。ありがとうございました。

今日はこのあと、部会長であります井上委員のほうから、詳細なご説明があると思いますが、配付の報告書（案）について、その内容をご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから報告になりますけれども、前回の審議会の中で、青森県男女共同参画センターにつきましては、平成 18 年 7 月を目途に指定管理者制度を導入するということをご説明させていただきました。

これにつきましては、昨日終了いたしました 2 月県議会で、「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」、これが制定されまして、指定管理者制度を導入する施設、それから指定管理者の指定の手続き、それから施設の管理基準等が示されたところでございます。これによりまして、間近でございますけれども、来年度の早い時期に指定管理者の選定基準等を設定することとしております。ご報告させていただきました。

いずれにしても、男女共同参画社会、これの実現につきましては、県としても委員の皆様方のお力添えをいただきながら、今後とも努力を重ねてまいりたいというふうに考えてございます。今日は、先ほど申し述べました報告書につきましては、委員の皆様方から忌憚のないご意見・ご提言をお願い申し上げまして、簡単ですけれどもごあいさつとさせていただきます。

司会（齋藤グループリーダー）: ここで会議の成立につきましてご報告したいと思います。委員の半数以上の出席がございましたので、審議会として成立しているということで、さっそく議事に入りたいと思います。それでは佐藤会長、よろしくお願いいたします。

3. 議事

佐藤会長: 皆様、こんにちは。大変ご無沙汰しておりました。すいません、座ってお話させていただきます。先ほど高坂部長さんからもお話がありましたが、年度末の、皆様それぞれのお立場で大変お忙しい時期にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。それから今年は、例年になく記録に残るような大雪でして、私も個人的にそうだったのですが、大変いろいろ雪ではご苦労されているのではないかと思います。

そのようなこともありまして、今日は欠席されていらっしゃる委員の方が多くて、9 名の方が欠席されております。その点は大変残念に思いますが、それでも、今日出席されている委員の方々に、ぜひ精一杯といいますか、熱心に議論を重ねて、現在の審議会の最大

の懸案であります苦情処理体制づくりについての報告書（案）についての審議をしたいと思っております。協力のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様のお手元に「次第」があると思っておりますが、今日は3点ほど議題を用意しております。今申しましたものが、最大のものなのですが、まず最初に「配偶者暴力防止法の改正について」。これについては前回の審議会でご説明いただきましたが、それに伴いまして基本計画を策定することになっております。そのことにつきまして、県の担当課からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（１）配偶者暴力防止法の改正について

事務局（佐藤課長）：皆様こんにちは。青少年・男女共同参画課の佐藤と申します。それでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針及び県の基本計画につきまして、ご説明申し上げたいと思っております。座らせていただきます。

まず、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国の基本方針でございますけれども、お手元に資料1ということで、配付させていただきました。資料をご覧くださいのujukedomo、国の基本方針についてはご承知のとおり法律が昨年改正されまして、12月2日から施行されております。

この改正法のほうでは、保護命令の対象の元配偶者への拡大とか未成年の子どもへの接近禁止命令制度の創設、退去命令期間が2週間から2ヵ月に延長したとか、様々改正されましたけれども、この国の基本方針の策定と、それに基づく、それを踏まえた都道府県による基本計画の策定も、この改正で義務付けられたところがございます。

これを受けまして、国では基本的な方針を昨年の12月に策定してございます。この内容は、お手元の資料の中にありますように、第1に「暴力の防止と被害者の保護に関する基本的事項」、第2に「被害者の保護のための施策の内容に関する事項」、第3に「施策の実施に関する重要事項」ということで構成されております。

まず配偶者からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるということの基本といたしまして、緊急時の通報とか相談、被害者保護に関する事項、また自立支援に関する事項等について、各機関での対応が記載されております。

特にこの資料の17ページ以降に、自立支援ということで、配偶者暴力相談支援センターにおける就業の促進、また住居の確保、援護、そして健康保険とか国民年金等に関する情報提供内容が、具体的な例示を含めて挙げられております。今日は時間の都合で、詳細な説明は割愛させていただきますけれども、後ほどこの資料をご覧くださいのujukedomo、後ほどこの資料をご覧くださいのujukedomo、後ほどこの資料をご覧くださいのujukedomoと思っております。

そこで、県の基本計画についてなのですけれども、来年度になります、青少年・男女共同参画課が調整課ということになりまして、被害者保護対策を担う健康福祉部とか、警察本部、教育庁等の関係部局と一緒に作業を進めることとしております。

策定にあたりましては、本県のDVの現状と課題を正しく把握するために、被害者支援に直接携わっている配偶者暴力相談支援センターの婦人相談員さんとか、あとは民間支援団体等からもご参画いただきたいと思いますというふうに思っておりますが、そのメンバーで基本計画策定検討委員会（仮称）でございますけれども、新たに設置いたしまして幅広くご意見

をいただきながら、来年度中の策定を目指すということで、今、考えております。

参考までに、策定のスケジュールをお話したいと思っておりますけれども。来年度早々に、庁内の、先ほど申しあげました関係課、警察本部、教育庁の関係課も含めた庁内関係課会議というのをまず設置して、その中でワーキンググループ、これは最も関係が深いと思われるところが中心になると思っておりますけれども、そこのところで素案をつくっていくと。

それと並行いたしまして、先ほど申しあげました策定委員会を、民間の方々も含めて別途立ち上げるということで、それぞれの計画会議等を開催いたしまして、6月くらいには粗々の素案をつくりたいというふうに思っております。

その素案については、こちらの男女共同参画審議会のほうに提示いたしまして、ご意見をいただくと。そのご意見をいただきながら、庁内関係課会議、策定委員会等を何回か行いまして、できれば12月には、平成17年中には計画の決定と公表をしたいということで今、準備を進めたいと考えているところでございます。

どうぞいろいろ今日もまた、たくさんのご意見をいただくとおもうのですけれども、引き続き皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上です。

佐藤会長：今、課長さんから改正に伴う基本計画の策定のスケジュールと申しますか、どのように策定するかということについて、口頭ですがご説明がありました。そのことにつきましてご質問、それから今、要望をいただいてもよろしいのですよね。

今のような庁内関係各課の会議を設置して、それから民間を含んで被害者支援に直接関わっていらっしゃる団体等も含むということだと思っております。その策定委員会を設置して、6月ごろまでに素案を作って。その素案を6月ごろに予定されていますこの審議会に諮る予定ですよね。そのあと、調整を重ねて12月ごろを目途に実際をつくると。その計画の開始は来年度18年度という、そのような予定ということなのですが。

そのことにつきましてもそれからその検討される事柄についても、今の時点でご要望等がありましたら、お受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ちょっとこの案件については、事前に資料等はお渡ししていなかったようですが。沼田委員どうぞ。

沼田委員：素案を作るにあたって、実際に支援団体とか担当している方だけでなく、男女共同参画の視点を持った委員を入れるということは、お考えになっていませんか。

事務局（佐藤課長）：今のところの計画、策定委員会の構成の案でございましてけれども。まず学識経験者といいますか、そういった方を入れて。あとは女性団体といいますか団体の活動をしている方々の代表と。それから先ほど申しあげました、実際に保護・相談をしている婦人相談員さん。それから市町村。あと、医療機関の役割もございまして、医者の方の代表といいますか。あとは法律的な問題がありますので弁護士さんとか。あとは男女共同参画活動グループとか。さらに、実は公募もしたいなと思っております。だいたいこういった内容でご参加いただければいいのではないかと、事務局のほうでは考えているところでございます。

それからついでで言いますが、申し訳ありませんが。庁内関係課の関係なのですけれど

も、当課は調整課ということで関わっていきますけれども、実際作業しているところが、被害者対策では健康福祉部こどもみらい課の方、また女性相談所も直接関わっております。それから警察本部のほうでは、子ども・女性保護対策室とか、教育委員会のほうでも関わっております。子どもの関係とか。あと、住民基本台帳とか県営住宅とか福祉事務所とか、医療関係のこともありますので。そういったところを所管するところの方のご協力があれば、そういったところも含めて庁内の関係課で検討していきたいと思います。

佐藤会長：というご予定のようですが、沼田委員よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうか。中崎委員、はいどうぞ。

中崎委員：今日は法律改正に伴って、県としての対応といたしますか。先ほどのお話ですと4月以降6月ごろに素案が。その後審議会に提示といたればいいのか、ご説明があるようなお話なのですけれども。審議会の位置付けといたればいいのか、県として今後仕組みをどう考えていくか、あるいはそういうセンターをどういう形でやっていくかというのは、次の機会なりその次あたりにご説明があると思うのですけれども。私、前回のこの会議でも申し上げましたけれども、仕組みをつくる、あるいは法律的なルールを明解にするという審議会の立場の他に、できたものがどう運営されていくかということに、何とか審議会としての関わりができないものかどうか。

つまり、「こういう形でセンターをつくりましたよ」「こういう相談件数が上がりましたよ」「当初目標としていた相談件数に達していますので、このセンターの意味がありました」で終わるのではなくて、本当にご相談においでになった方に役に立つセンターになっているかどうかの、運営のところでの関わりが、是非、やはり審議会として押さえておきたいなという考えがあるのですが。会長、今日はそこまでの話というのはしゃべりすぎですかね。

佐藤会長：どのような意見を言っても構わないと思いますが。ただ、今の基本計画の策定とその実施に関わって、審議会がどのような位置付けで、運営上どの程度の関わりを持つべきか、持つことができるかという、その点については、今すぐに即答できませんでしょうか。

ただ、今のところ事務局としては、担当課としては、先ほどの話ですと調整課という役割を果たされているのですよね。ですから、その立場から結構ですので、今の中崎委員のご質問に、ちょっとお答えいただけますか。

事務局（佐藤課長）：男女共同参画審議会の役割というのは、付属機関の設置という条例があるのですけれども、重要事項の調査・審議をするということになっておりますので、今の中崎委員からのご発言のとおり、実施に当たって必要なことであれば、当然審議会のほうでも審議いただくということになると思いますし、ただ、この計画自体にそういった役割を盛るかということとはまた、策定委員会のほうの検討の中での話になると思いますけれども。そういうふうに考えております。

佐藤会長：今日は、このことにあまり議論を費やすことはできないのですが。前々から申し出ておりましたように、条例のほうにも、「女性に対する暴力への対応」ということが第12条で入っておりますよね。ですから、当然その条例に関わることは、審議会の所掌事項であると思っております。それに関わる基本計画、重要な計画ですので、その進捗状況ですとか運営上の問題ということについては、審議会のほうで議題として審議することは可能だし、もし、それが必要といいますか、私は必要だというふうに思っておりますが、報告をいただくとか。今のDVへの対応状況について、DVセンターの相談件数ですとか、それから他にも警察もそうですが、あとはセクシャルハラスメントですと雇用均等室とかということになると思いますが、そういうことについての報告をいただいて、そこで検討するといいますか、そういうことは今後可能ではないかと思っております。そのような形での関与は十分可能だと思えますし、むしろ進めていくべきではないかと。これは今、会長の立場で個人的な意見なのですが、そのように考えております。

ただ、策定する委員会といいますか、話し合いの場で、そのようなことも念頭に入れて考えていく必要があるのではないかと思います。基本計画の中の一項目に挙げることができれば、より良いのかなと考えておりますが。そのようにできれば、よろしく願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

では、このDV防止法の改正に関わる基本計画の策定については、以上でよろしいでしょうか。では、次の議題に進ませていただきます。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策等に係る苦情処理体制について

佐藤会長：開始以来、何度も繰り返し申し出ておりますが、今日の審議会の1番の主要な議題であります、「男女共同参画に関する施策等に係る苦情処理体制について」の議事に入りたいと思えます。

これにつきましては、前回の審議会で諮問された事項です。先ほど高坂部長からもお話がありました。この審議にあたりまして、この審議会の中に苦情処理検討部会を設置することとしました。そして5人の委員を指名しまして、井上委員には部会長を務めていただくことにしておりました。

そしてその後、井上部会長それから岩谷委員、佐藤正勝委員、蒔苗委員、そして私の5人で、2回にわたりまして検討部会で検討をしてまいりました。本日残念ながら、岩谷委員と佐藤正勝委員が、ご事情がありまして欠席されておりますが。皆様には事前に資料として配布されてあると思えます。それに基づきまして、部会長であります井上部会長から、この原案についてご説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

なお、ちょっと確認なのですが。この原案について、事前に欠席される委員等から事務局あてに、ご意見等はございませんでしたでしょうか。

事務局：この資料の配付につきましては、出席委員にのみ配付しておりました。

佐藤会長：欠席される委員には配付していなかったのですか。

事務局：はい。

佐藤会長：全員ではなくて。

事務局：審議が終わってから、今回の資料として配付するということを考えていましたので。

佐藤会長：そうでしたか。では、そのようなことは結局ないということですね。わかりました。では、よろしくお願いします。

井上委員：資料２に従いまして、ご説明申し上げます。しばらく時間を頂戴いたします。目次を開いていただきまして、そこに章別編成が出て参ります。章別編成では第２章で苦情処理体制の必要性と意義、第３章で苦情処理の対象となる施策がどの範囲かということ、第４章が苦情処理体制を作っていくときの基本方針でございまして、第５章がその中身ということになっております。４ページを開いていただきまして、４ページにははじめにということが出てきますが、ここは飛ばしたいと思います。省略させていただきます、５ページに入って少々ご説明申し上げます。

私たち検討部会の基本的な認識は、この数年世界の一部の地域や国で、あるいは、国内でもそうなんですけれども、伝統的な価値感が少し復古しているという認識がありまして、あえて、男女共同参画社会実現の必要性と意義ということを繰り返し謳ったというふうに、もうすでに男女共同参画に関しては審議会のメンバーの方々は十分ご存じのことを、あえてここにまた持ち出しましたのは、そうした今の流れ、伝統的な価値観、とりわけ男女の関係に関する伝統的な価値観の復古が一部みられるというのが意識にありまして、私ども５人のメンバーは、こういうふうに１０行分位書き込んでおります。今まで何度も使いました文言を使っているだけで、取り立てて新しいものではないんですけれども、書き込んだということをご理解いただきたいと思います。

６ページ以降が、本文ということになります。第２章苦情処理体制の必要性と意義、第１節本県における苦情処理体制の必要性ということなんですが、大きい第１段落、第２段落、小さく言いますと、苦情処理体制について「国では」の第１段落、「また」の第２段落、その後、「県においては」の第３段落と次の段落と、この間の段落までは言わば制度上、このような苦情処理体制を作ることが求められているという、制度上の要件を書き込んでおります。後段は３段落分位で、「言うまでもなく」、「しかし」、最後の段落の「このような」のところですね、制度上の必要性でなくって、本県の実態に即して苦情処理体制が必要である、ということを謳っております。ここでは、後でご議論いただいて、あるいは、ご議論が出るんだろうと思っておりますが、ぎっちり読んでいただきますと、あたかも青森県の県民の民度が低いというふうにとられかねないような文言が並んでおります。私どもはいろいろ議論いたしました。実際、ちょうど真ん中辺に書いてありますように、本県でも、

それから、他の県でもそうですが、男女共同参画社会を作っていく施策に対する苦情が、そんなに多い訳ではない訳ですね。先行しております制度を導入した県でも、そんなに毎日毎日持ち込まれている訳ではない、年何件かという所もある訳ですね。それに対して、どういうふうな認識を持ったかと申しますと、6ページの下から9行目、しかしのところですが、現状では寄せられる苦情・意見が非常に少ないのは事実であり、それがそもそも苦情がないというよりは、県民が苦情や意見を申し出る窓口の存在を知らない、県の施策に対して苦情や意見を述べるができるという権利意識が希薄、さらには男女共同参画施策に対する関心が低い、引くくめますと、まるで民度が低いと言わんばかりのことが書いてありまして、この辺は後でご議論していただいているんですが、それだけではなくて、行政の側のPRの不足ということもありましょし、さらには、もっと突っ込んで申し上げますと、国なり、県なり私たちが考えております男女共同参画を進めていく施策の体系に対して、実は国民というのは、そもそも別の価値感をもっているという可能性だってある訳ですね。従いまして、いろんな可能性があるんですけども、私どもは、あえて県民が関心を持っていないというふうなところを出しております。この辺につきましても後で、ご議論いただければと思っております。

その後、6ページの下のところを読んでいただきますと、そこに書いてありますのは、苦情処理体制の構築というのは、数多く集まる苦情の受付の窓口の一本化というよりは、そうではなくて、むしろ啓蒙していくんだと、施策推進と啓蒙のために苦情処理制度を作るんだというふうに読める訳です。県内のいろんな部や課に頻繁にいろんな苦情があちこちにばらばら年間何十件も入っているのを、窓口を一本化して苦情処理体制を、あるいは窓口を一本化するんだというふうに言っているよりも、むしろ施策推進と啓蒙のために作ると、こういうふうにご理解くださって構いません。よろしいでしょうか。従いまして、本県における苦情処理体制の必要性は、制度上の延長線上でということと、県民の意識を啓発するためにもこういう処理体制を作って窓口を作るんだと、こういうふうにご理解いただければと思っております。

そうしますと、それを受けた形で7ページに参りまして、第2節が苦情処理体制構築の効果、というよりももっと厳密な文言で申し上げますと、苦情処置体制を構築することで期待される効果というふうにお考えいただき、まだ構築してない訳ですから、効果とか成果、パフォーマンスは出ておりませんので、期待される効果というふうな文言の方が実態にあっているかと思いますが、それを3つに分けて書いてみました。1つは、施策における実務責任の明確化と。つまり、県の各部、各課、あるいは、おそらく各市町村にとってもそれは一つのお手本、サンプルになる訳なんですけれども、苦情処理委員会というのが今度できたぞということで、ちゃんと、いろんな部や課が意識してもらえらるだろうという中身であります。第1節の下、3行の文言をちょっと読んでみますと、「このように苦情処置体制の構築は、寄せられる苦情の有無にかかわらず、体制の存在そのものが監視的機能を有するものとなるであろう」ということであります。今度こういう委員会が、窓口ができたから、受け付けることになるからと、言わばアナウンス効果を狙っている、それは庁外に対してだけではなくて、庁内に対してもアナウンス効果を狙っているんだというふうに読んでいただければ結構かと思えます。

それから、2つ目は、施策の改善に有効な手段につながるだろうと、これは当然と言えば当然であります。3番目がこれは啓蒙であります。苦情処理体制が周知徹底され、かつ、体制が有効に機能することによって、県民や事業者等の県行政に寄せる信頼感が高まり、潜在的な問題の発掘につながるとともに、男女共同参画に対する意識啓蒙と理解促進、というところにまとめてみました。ここまでが7ページ第2節でございます。

8ページ以降第3章に移りたいと思います。第3章は苦情処理の対象となる施策であります。どういうカテゴリーの施策が苦情処理の対象になるかということです。1番目が男女共同参画の推進に関する施策、これが最初に苦情処理の対象となる施策として上げられるということであります。重点目標は当然のことながら、その下にサンプルを掲げておきました。8ページの下から9行目のところ(1)ですが、プランに掲げられている施策の実施状況が不十分であるという苦情、それから、(2)がプランに掲げられていないが必要と考えられる提案です。この1のところはですね、どういうふうに理解していただくかといいますと、男女共同参画を推進する上で不十分である、あるいは、もっと推進すべきであるという類の苦情であるというふうにご理解ください。繰り返して申し上げますが、私どもが認識しておりましたのは、男女共同参画社会を作っていく上で、不十分である、あるいは、もっと促進すべきであるという意見や不満や批判や提案などを1のところでもまとめました。

それに対しまして、次の2であります。2は、男女共同参画社会を作っていくことに対して逆行している、あるいは、マイナスの影響をもっているというふうと考えられる施策に対する批判です。そういうふうに分けてご理解いただければありがたいと思います。2は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策に対する意見や苦情を承るということなんですが、その影響というのはマイナスの影響、あるいは、逆行していると思われる施策に対する意見や不満や批判や提案と、こういうふうに分けております。従いまして、1と2はちょっとニュアンスが違っております。1は、男女共同参画推進の動きに棹を挿すような、前向きに動かしていくような意見を承ろうということであります。2番目ですが、マイナスの影響を持つと考えられるような施策に対する批判を2のところでもまとめておきました。ちょっと、読んでみますと8ページ下から3行目ではありますが、直接的に男女共同参画の推進に関する施策ではないが、間接的にあるいは結果的に、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情を受け付けるというのが、第2のグループになります。サンプルは9ページのところでいくつかあげて置きました。この辺につきましては、後でいろいろご意見を承ることになりますけれども、もっと別のサンプルの方がいいだろうというご意見がありましたら、それはそれで入れ換える、置き換えるということも可能かと考えております。

3番目のカテゴリーが制度施策の運用に含まれる業務運営の在り方についての意見、要望、苦情等であります。制度それ自体よりも運用でありまして、(1)が制度施策の実施過程において性別役割分担意識に基づく不適切な運用を行っている場合、(2)が職員の職務執行方法や態度において性差別的な言動がみられる場合であります。そうしたことに対して苦情が出る可能性がある訳ですね。ここでも検討部会では、いろんなサンプルを書き込もうと思ったんですけれども、かなり判断の難しいサンプルが多ございまして、ここでは

掲載を見送ったということでありませぬ。

4番目が施策等の在り方に関連する施策であります。これは男女共同参画推進の施策と間接的に関わり合う社会的営みを念頭に置いております。文言としましては、通常行政に指導の権限等がない、社会慣習等に起因する問題であるが、施策等の在り方との関連が考えられる事項についても苦情や意見の対象とすることが考えられる。この辺は他の県でも導入してござりまして、私どもも導入して、イメージとしてはいろいろなイメージが考えられませぬ。例えば、町内会で伝統的に男性が会長をずうっと占めていて具合が悪いなと思つて、その苦情を直接持つていくのは摩擦が大きいからやめよう、どこか市役所にでも持つていこうかと思つても、市役所でも相手にしてくれないということもあるかもしれませぬ訳です。施策と間接的に関わり合う社会的営みも、一応対象にしようということでありませぬ。それをどう取り扱うかは、また次の検討課題になろうかと思ひますが。

10ページに参ります。苦情処理体制を作る場合の基本方針です。ここはご説明するまでもなくて、書いてあるとおりでござりまして、私も取り立てて補足することはありませぬが、第1節が苦情処理において重視すべき視点であります。当たり前と言へば、当たり前でありまして、公正な対処とか、第1節の2が独立性の確保、3番目が誠実な対応と回答、4番目が迅速な処理ということになります。この辺は私の理解では、最終的には苦情処理委員会の構成メンバーの働きによるとしか言うようがなくつてです。文言としても制度としてもいくらでも、その他の行政委員会です、教育委員会でも、公安委員会でも、何でもそんなですけれども、公正にと、迅速にと、独立性をもつてと云つて言われませぬ、それとかなり近いと多くの人々が理解を示す場合と、とてもそうは言へないと思ふ場合がいろいろある訳です。文言はいくらでも書き込める訳ですが、ともかくこういうふうな視点でやつていくということでありませぬ。

第2節が本県における苦情処理の仕組み、この辺から少し細かくご説明申し上げなくちゃいけませぬですけれども。第2節の1で、男女共同参画審議会の中に苦情処理のための専門機関、仮称苦情処理委員会を設置すると。これまで、全国であちこちで立ち上がつてある訳なんですけれども、形態としては3つの形態に分けられる。1番目が条例によって作られた第三者的な立場の機関、2番目が既存の審議会の活用、3番目が通常の行政機関において関係部署がお互いに調整しながら処理すると。その下のところでは、私ども専門部会でいろいろな議論したことが載つてござりまして、原理的に言へば、1番目の第三者的な立場の機関を作ることが公平、中立の立場から望ましいと言つたことが、私どもで議論したんですけれども、いろいろな諸般の事情を踏まえてというのが11ページ以降に出てきますが、諸般の事情と申しますのは、件数としてそんなにそんなに県に寄せられるというのは今のところ想定できなかつたかです、それから、審議会のメンバーの中で互選して作つてもいいんじゃないかと、予算の制約もあるかといつた、いろいろな議論を踏まえた上で、最終的には11ページの上から4行目です、審議会は県の諮問機関として学識経験者や専門家や県民代表を持つていて、独立して中立的な立場で審議することが求められてゐるし、かなりそれが可能になつてゐると。その中に委員会を作ろうではないかというふう考えた訳でありまして、それが2番目につながつて参ります。

独立性を確保するための措置として、審議会の中に設けてそこで公平・中立に処理して

いくと、仕組みは後段で考えるということにいたしました。その場合に、3番目としまして、苦情処理に関する要綱を策定して、それに則ってやっていくという流れであります。

12ページに移らせていただきます。12ページ以降は苦情処理事務における具体的な事項であります。この辺はかなり各県のサンプルを見ながら作って参りまして、オーソドックスと言えば、オーソドックスであります。ちょっとだけご紹介申し上げますと、申出人の範囲が、苦情の申出人の範囲は、県内在住者又は在勤、在学する個人、もしくは県内に住所を有する法人又は団体の代表者といったように、どこの県でも書き込まれている。それから、申出の方法も定められた書面により行う。申出の提出方法は、ファクシミリ、メール、郵送による云々。この辺は取り立てて新しい、あるいは取り立てて解説申し上げることは別に書かれておりません。3番目が窓口、4番目が申出相談への対応であります。

第2節が処理に関わる手順が書き込まれておりまして、この12ページから13ページにかけては、最後のフロー図のところで、その文言が図で出ておりますので、併せてご覧いただければと思っております。

13ページが少し議論いただかなければならないところかなと思っております。要件審査であります。13ページの3行目、(2)要件審査、①申出受付の基準と、②審議受付の基準というふうに分けておきましたが、この辺は少し議論いただきたいと思っておりますのは、申出受付の基準のところは、外形的なものがアとイに書いてあります。申出人が県外在住者であるかどうかをチェックする、それから、イが申出書面の記載が不鮮明又は記入漏れがあるかどうかをチェックする、この辺は外形的なチェック項目になりますが、ウとエは内容に関わって参ります。ウが申出内容が県の実施している男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を与えると認められる施策でない場合は、受付のところで撥ねとなります。エが男女共同参画に関する個人的な人権侵害である場合、この辺は外形的なというよりは中身に入って参ります。男女共同参画社会を作っていくことに関わりはするんだけど、個人的な問題で、しかも、施策に対する苦情とは言えないということはいくらでもある訳で、その場合に、受付段階で地労委に行ったらいかがですかとか、労基所に相談したらいかがですかとか、最近ですと、皆様ご存じのように平成13年の夏に、個別労働関係紛争解決促進法という法律ができて、13年10月から施行されている訳ですね。それで、組合が取り上げてくれないような問題、あるいは、組合が取り上げようと思っても取り上げにくい問題なんかを、個別の労働者、従業員の方が持ち込む場合に、地労委を経由しないで、個別労働関係紛争調整委員会に持ち込む訳ですね。そういうところで例えば、セクハラの問題を持っていきますと、かなりうまい調整をしてくれる訳ですね。そういったのも全部この中に入っているとお考えいただければよろしい。そうしますと、それは申出受付の基準の外形的なものなのか、それとも、②の審議受付の基準の方と、なかり実はだぶってくるんで、この辺は我々検討部会でも悩んだところなんですね。つまり、①と②の間に③の基準が必要なのかと思ひながら、とりあえず、①の外形的なところに入れてあります。

②が審議受付の基準になりまして、申出内容が次のような場合は、審議の対象外となるということで、アが判決・裁決で確定した事項は審議の対象外になると。もう既に決まってしまったものですね。もしくは、裁判所において係争中の事項、行政庁において不服申

立審議中の事項もここでは取り扱いませんと。イが他の法令の規定により、処理すべき事項もここでは取り扱いませんと。それから、監査委員に住民監査請求を行っている事項、エが議会に陳情又は請願を行っている事項、オが苦情内容が実質的に専ら私人間の係争の解決を目的としていると判断される事項、これらについては、審議の対象外となりますというふうに書き込みましたから、先程申し上げました、ウとエもどっちかというところの方に近いというふうな判断のできる訳でして、この辺はご議論いただいてもよろしいのかなと思っております。

こういったいくつかのハードルを超えまして、受け付けることになった場合に、(3) 事実関係の調査、処理方針の決定、申出人への回答というところに進んでいく訳であります。そのところのパラグラフの、最後のところ、というよりも、13ページの下から5行目と申した方がよろしいかもしれませんが、「申出人への回答は、審議後できるだけすみやかに、青森県知事の名において、苦情処置委員会の作成した審議報告書を添付の上、文書にて通知する」となって参ります。この辺につきましては、さらに細かいところは、後で事務局からご説明があるかもしれませんが、私の方からはそれ位にして置きたいと思いません。

13ページの下3行は2が苦情処理委員会と受付担当課の役割分担ということで、(1)が受付担当課の役割であります。(2)は苦情処理委員会がそれを受けた形で審議に入っていくこととなります。(3)が苦情処理委員会の委員なんですが、苦情処理委員会の委員は3名とし、両性で構成すると。これも勿論ご議論いただいているんですが、人数を多くすればするほど、集まっていただくのが難しくなってくる訳で、各県みましたところ3名というのが多いので、とりあえず3名から出発するかというのがその記載であります。苦情処理委員会の選考は、この私たち男女共同参画審議会内部で行うということになります。その権限はそこに書いてありますように「県は、苦情処理委員会が審議を経て最終的に決定した処理方針・内容については尊重しなければならない。」としました。この決定方針を庁内の各課に伝える、その実現を促すということになります。

さて、窓口制度の周知ということになります。言わば、我々としては啓蒙もしていくという意味も含めまして、こういう制度が出来ましたということをお知らせ・PR活動をしていくというのが、3の(1)であります。さらにまた、当然のことながら、(2)が関係機関及び関係団体への周知ということになって参ります。

15ページ最後の方になって参りまして、処理状況の整理公表、これは「審議結果は、男女共同参画推進本部、推進会議及び男女共同参画審議会に報告する。」ということにいたしました。

また、そこに書いておきましたように、つぶし読みしますと、「すべての苦情処理の概要は整理して記録し、期間を定めて行う審議会結果の公表の際には、施策の改善結果等を併せて公表する。」ということになります。

こうした事業をやりながら、5最後のところで、施策への反映ということで、ここで、いろんな仕事をしていく訳ですが、それを見ながら、県の施策を改善していく上で、審議結果を反映されるようにしていくというのが、その5番目の中身であります。

最後が第6章なんですが、これは庁内施策担当者の知識技術の向上ということで、どこ

の県でも書き込もうということで、本県でも書き込もうということで、庁内の方に周知徹底しようと、そこにも書いておきました。県の教育委員会、県警察本部等を含むいたしました全庁への周知徹底、また、施策担当者は男女共同参画に関する知識を習得して、施策を作っていく場合に常に意識してもらうようにすると、それが第6章でございます。

17ページがフロー図であります。これは先程お話申し上げましたところを図にただけでありまして、それ以上ではないんですが、ちょっとだけ気を付けてみていただきたいのは、17ページの右側なんですけど、男女共同参画の審議会の中に苦情処理委員会が作られますから、その苦情処理委員会は3人体制で独立してやっていくんですけども、必要に応じて審議会の意見を聴くということを入れておきまして、言わば、審議会と付かず離れずで仕事を処理していくと、このような仕組みを考えてみました。

私の方からは以上であります。ご質問いただいて私の答えられる範囲でお答えいたしますが、答えられない場合には、同じ専門部会におりました佐藤委員や蒔苗委員、さらには事務局からも補足説明をいただければと思っております。報告は以上であります。

佐藤会長：ありがとうございます。かなり詳細にご報告いただいたと思います。中でも、この点については後でご議論やご意見をいただきたいということも、指摘していただきました。今お話がありましたように、委員は5人だったのですが、岩谷委員と佐藤正勝委員は欠席されております。でも、議論の中身については私どもも十分承知しておりますので、皆様方の質問等を受けながら、議論を深めていきたいと思っております。まず、そんなに分ける必要はないのかもしれませんが、ここにお出ししております報告書(案)について、今ご説明がありましたことについて、ご質問がありましたらお受けしたいと思っております。この部分については、どうなのかという確認でも結構ですし。

福士委員：先程のご説明で2回の検討部会を重ねて、この基本的な考え方を作成されたということで大変ご苦労様でありました。全体を通しての、大きな意味での質問なんですけど、前回の審議会の時に、この苦情処理体制をとっている県がもう相当あってですね、青森はあのリストの中では、後発の方かなという感じはしましたけれども、今回この基本的な考え方を作成するに当たってですね、青森の地域性というか、ローカリティというか、先程民意、民度が低いというご発言が一部ありましたけれども、僕はそう思いませんけれども、それは別にして、特に委員の皆様がローカリティという意味、地域性という意味で、こだわった部分がもしあるのであれば、ご説明いただきたいなと思っております。

佐藤会長：今のご質問に対してまず、会長から。

井上部会長：ちょっと、私の言い方が誤解されたかもしれませんが、私が県の民度が低いというふうに認識しているのではなくて、6ページの文言はそう受け取られるかもしれない文言になっている、というふうにお話申し上げました。

福士委員：その部分じゃなくって、ことごと左様に、地域性を加味した上での考え方とい

うか、在り方というか、特に工夫されたというか、全体を通してですね、この部分は青森県だから新たに特にこういう措置を、他県にはないような措置を盛り込んだんだとか、あるいは他県にはない試みをするんだとかですね、青森県ならではの工夫があったのか、別になくても構わないんですよ、もしそういうところでご議論があって、ここの表現なり、こういうやり方を新たに導入することについて、非常に議論になりましたというところがあれば、教えていただきたいし、別になくても構いません。

井上委員：私は、個人的には意識しておりませんが、佐藤委員か、蒔苗委員から、もし意見があればお願いいたします。他の県の様子も見ていらしたそうですが。

佐藤会長：じゃ、まず、蒔苗委員の方から今のことについて、個人的なご意見で結構ですので。

蒔苗委員：議論に参加させていただいて、いろんなことを勉強させていただきました中で、第三者的な立場を取りたいという意味が、最初参加した時点ですごく私強かったものですから、勉強していく中で、それがいろんな方法に考え方も少しずつ変わって参りました。案を作る段階で、文章書きも含めまして、いろんなことを議論しましたので。正直言いますと、ちょっと特徴があるもので最初提案したものが、少し変わったということはあるかもしれないと思っておりますが、この中で、特に青森県だけがというふうに特筆したところは、私のイメージの中では、今浮かびません。

佐藤会長：では、私も個人的なと言いますか、部会の委員として関わった立場と、個人的な立場で申し上げたいと思いますが、もともと苦情処理にはすでにガイドブックがありまして、大方の大枠というのは決まっています。ですから、それに沿っているのですが、私は個人的には、前もこの場でご意見を申し上げたと思うのですが、私はやはり青森県の男女共同参画の取組の現状を見ました時に、他県のすべてと言う訳ではないのですが、一面ではとても進んでいると思っております。ただ、やはりいかんせん、人口も少ないということもありまして、本当に男女共同参画に関して理解して寄せられる施策に関する苦情に対して、判断できるといいますか、勿論個人的な判断だけではなくって、いろんな要素を加えて判断するのですが、そういうことが可能な、要するに、苦情処理の委員を務められる人材の確保というのが、ある程度限定されるのではないかなというふうに思っていました。それは繰り返し言いますように、こちらの意識が低いという訳ではなくって、あくまでも人口的な問題で、大きな他府県なんかですと、やはり人材も多いということもあります。ですから、その点はやはり青森県の状況を踏まえなければならぬのかなということは思っておりました。それが、今はっきりおっしゃいませませんでしたけれども、蒔苗委員がおっしゃった第三者機関で、例えば、審議会ともまったく独立した形で人選を行う、ということの難しさがあったのかなというふうに、私は判断しております。

それから、もうひとつは、青森県的な特徴という訳ではないのですが、後発であるがゆえのメリットといえますか、有利さもあったと思うんですね。でも、最初にできたところ

でもまだ数年しか経っていませんので、その苦情処置体制についての全体的な評価もまだ難しいとは思いますが、他県の調査等も踏まえて、やはりそれを踏まえた上でより現実的、より効果的かつ現実的な仕組みについての案を、作成できたのではないかなというふうに感じています。その点については、かなり委員の中でも議論をしたのではないかなと思います、それが青森県の地域性といいますか、特徴を踏まえたと言え言えるのかなと思っております。

佐藤会長：よろしいでしょうか。事務局の方から何かありますか。

事務局（齋藤GL）：井上委員以下4名の方々には、ご苦労をおかけしておりました。私どもの方で、これをどうのこうの直すのは心苦しいほどできてありました。その中で、私どもの方でちょっとだけ気が付いた点が、さっき井上委員がお話した中で、その部分だけちょっとお話させていただきたいと思えます。

ひとつは、6ページ目の真ん中辺なんです、「しかし、上記のように窓口が一本化されていないことによって、次節云々」とあるのですが、先程井上委員がおっしゃっていただけけれども、構築の効果が現れていないというのは難しいのかなということで、男女共同参画に関する苦情処理の機能が十分発揮されていないとか、というような文言にした方がいいのかなというふうに考えてみました。

それから、11ページの上から6行目のところになるんですけども、県民代表等の委員による合議によって運営され、という文言があるんですけども、合議についていろいろ解釈があるので何とも言えないんでしょうけれども、合議と言えば全員一致というふうに読みとれる部分も出てくるので、あくまで委員による合議というよりも、簡単に言えば、今回の場合は、附属機関条例によって、会議は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる、というふうにも謳ってありますので、ここの合議の部分をとってもいいのかなと私どもの方で感じています。

それから、13ページ目の下から4行目のところですか、先程井上委員の方でもおっしゃいましたけれども、「知事の名において、苦情処理委員会が作成した審議報告書を添付の上、」というふうにあるんですが、知事名で出すものと審議会の報告書と同じものが出ていけばいいんでしょうけれども、いろいろ議論した上で、ちょっと違ったものが出ていくのもちょっとおかしいのかなということで、ここの部分については、審議会の報告書を尊重しながら、勿論、出てきたものについては尊重して、知事名一本で出ていってもいいのかなと私どもの方では考えてみました。

それから、14ページ目の方ですけども、3の窓口・制度の周知ということで、下の方にあるんですけども、ホームページへの掲載等も行うということで、これについては、男女共同参画担当課などのホームページということでもいいのかな、というふうに考えてみました。以上、何点か気が付いた部分だけをお話させていただきました。

佐藤会長：すみません。今事務局の方からはすでにこの案に対するご意見といいますか、そのようなお話だったかと思いますが、今話しておりましたのは、福士委員から出されま

した質問ということで、この検討部会の中で、青森県の地域性といいますか、そういうことについて、どのような認識、あるいは配慮がなされたのかということに関するご質問への回答でした。この点につきましては、よろしいでしょうか。

福士委員：はい。

佐藤会長：では、今事務局からすでに出されましたが、いかがでしょうか。質問ということで確認したい事項をお受けしたいと思うのですが。ございませんでしょうか。些細なことでも構いませんので、疑問に思われたことを、どうぞ、中崎委員。

中崎委員：はい。大変ご苦勞様でした、おまとめに当たりました。一応、審議会のメンバーとして何か拾わなきゃということがあります。2つ3つ気になるところの意見を述べさせていただきます。まず、ひとつ、6ページの先程井上先生がおっしゃっていた、民度の話の部分は、やはりこれ、私修正するべきだと思います。たまたま先生がしゃべっているちょっと前に、私一生懸命赤でアンダーラインを引いていたんですよ。窓口の存在を知らない、権利意識が希薄だ、関心が低いと、おいおいおいと思いながら、アンダーラインを引いている最中に、おっ被せるように、井上先生が、ちょっとこの表現が青森県の民度の云々という話しをされていて、同じレベルだなとこう思いながら、話を聞いていたんですけども。やはりこれ、私は多少ちょっと変わった発想をする人間ですけども、県民の問題ではないと思っています。要するに、行政として、県民のレベルをどうとらえるかと言った時に、行政としてやるべきことをやっていないから、なかなか県民に意識が高まらないんだよなという思いが、普段あるんですけども、ここに県民になかなかこういうことが理解されないとやった時に、苦情という分野で行政として、もっともっとやるべきことがあったよなという文言が、さっきから一生懸命考えているんですけども、いい言葉がないんですよ。行政PRの不足、なんていうのを私ちょっとメモしたんですけども、ちょっとそれでは言い切れないなとか、これをちょっとここに訂正でなくって、なんか一言、行政サイドとしても、もっと積極的に取り組むことがあってもよかったかなのニュアンスの文言がほしいというのがまず、一言。

8ページすみません、私がこの審議会の認識を勘違いしているのだったら誤りますけれども。8ページの1の中に重点目標として14項目があります。この中で、苦情処理の対象となる14項目があるんですけども、この中で気になったのが、まず、2番目の女性の人材養成ということ、それから8番目の高齢者等が安心してという高齢者等という表現、それから、10番目の女性に対するあらゆる暴力、DV発想からすればこれでいいのかな、それから、13、14の国際交流云々、地球環境云々、ここまでいきなり言葉が行ってしまっていていいのかなと。男女共同参画という視点の言葉で、何かこう補足するか補うかしないと。この苦情処理の問題が、いきなり国際交流というところにまで範囲を広げてしまうと、どうなのかなと。それから、最初のところで申し上げた、女性という言葉限定してしまっていていいんだろうかと、ちょっと私気になるんですよ。男女共同参画の視点ということを苦情のポイントに置こうと言った時に、その女性という限定した言い方がいいのかど

うかが、私もちょっと自信がないんですけれども。例えば、2番目の女性の人材養成と言ってしまうと、失礼ですけれども、ここに今日委員としてご参加の女性は、私はいつもいつもご立派な方たちとと思っている時に、女性の人材養成という言い方は、ちょっと女性に失礼でないかという気がするんですよ。ですから、男女共同参画分野の人材養成という位の言い方で、それが思うようになっていないと言った時に、苦情として対戦しましょうよという位な言い方の方がいいのではないかというのが、2点目です。

もう1点、すみません。10ページ目でございます。10ページ目の第1節に、苦情処理において重視すべき視点というのが、4項目ほど上がっています。これ自身はこれによるのかと思いますけれども、私民間で長く苦情対応窓口責任者をやっておりました。苦情のテーブルをひとつ並べて、「さあ、皆さん、苦情があったらどうぞ。」という苦情の対応は、どうしても、基本的に誰も来ません。私自身も個人的に過去、行政の相談窓口に行った印象的なケースが2回ありました。国の施策に対してご要望、ご意見を申し上げたケース、それから、県の施策に対してある相談窓口に行ったケースです。基本的に、待ちの姿勢の方には、なぜ来たのかということは伝わらないんですよ。そういう意味では、私この4項目に対してきちんと体制として取ろうということは大事だろうと思うんで、ぜひこういう体制でいきましょうよ。もうひとつ、積極的に苦情情報を収集するというのを、何とか重点項目の中に入らないものなんだろうかと。待っていて来たものに対応するということは、これはこれで大事です。ただ、待っているというレベルではなかなか苦情の本質が見えないだろうと思います。苦情に関わる部分をどうやって探り出すかという、一歩踏み込んだ体制を取ることで、結果として、苦情に対しての対応が、すごく生きてくると思うんですよ。じゃ、具体的にどうやればいいのかと言った時に、先程いい言葉がありました。8ページ目の中段よりちょっと下に、「プランに掲げられている施策に対する苦情には、不満、批判、提案など様々な場合が考えられる。」という表現がございます。苦情という明解なものを持ってくる人ばかりではなくて、不満の中から苦情をどういうふうに整理したらいいだろうか、批判という中から苦情という要素をどう受け止めればいいだろうか、あるいは、ご提案というものにどうつなげていこうか、という位の取組が、今回この苦情処置体制づくりの中に何か活かせないかなというのが、先程福士委員のおっしゃるローカリティというのが、地理的な意味のローカリティでなくって、他県にない青森らしい取組という意味のローカリティに、何かなるんじゃないかなということを感じました。以上3点を申し上げます。

佐藤会長：質問も含めてご意見が3点出ましたが、私の方から2点目についてだけ、お答えしてよろしいでしょうか。8ページの件につきましては、これはすでに出来上がっております「あおり男女共同参画プラン」の改訂版の重点目標を掲げてあることなんですね。ですから、その文言ですとか、表現について、ここで取り上げるのがどうかというふうにおっしゃられましても、むしろそれが施策に対しての苦情になっているのかなと、すでに思っておりますが、ここで上げてあるのは、あくまでも県がやっている施策としてはこういうものがありますよという一番の大枠を示しているものですので。ちょっとそれを変更するということは、今の段階では難しいかなと思っております。

あとの2点につきまして、副会長の井上委員よろしいでしょうか。

井上委員：なんか挑発的な言い方をしてしまったなと思っているんですけども、僕はそう思っているんですね。つまり、6ページのところで書いてありますのは、今まで苦情の件数が多くなかったと。それは本県でもそうですし、他の県でもそうなんですけれど。6ページの下から9行目、なぜかと言えぱというんで、県民は苦情や意見を申し出る窓口の存在を知らない、それから、権利意識が希薄、男女共同参画に関する関心が低いと言ったことが書かれている訳で、私はまったく個人的に申し上げますと、これだけで書いてしまうのは納得できなかったんですね。専門部会としては5人の委員で合議でやりますから、司会をやっていました私としては、最終的にここで決まったと言えぱ、自分にも勿論責任があるんですが、これだけではないはずですよ。僕は青森県のことを言っているつもりはないんですが、行政全般が拱手傍観と言いますか、懐手にして苦情やなんかくるのを待っているような、待ちの姿勢がやっぱりあるんだらうと思うんですよ。これがひとつ、そのことをどこにも書かないで、あたかも県民や市民や住民だけが民度が低いと言わんばかりで、その結果苦情が少ないんだというふうに書くのは、やはりいささか片手落ちではないかと、まさに官尊民卑のそのままではないかと、僕はやはり個人的にそう思っている訳ですね。僕は官尊民卑という考え方は大嫌いなものですから、だから、やはり片手落ちの表現だらうと。

先程、冒頭で申し上げたことなんですけれども、準備期間から含めて10年続いてきた男女共同参画づくりへの、ベクトルは基本的にはいいと思っているんですが。それが社会や時代と少しずれて、上っ滑りになっているところがありはしないかと、ずうっと思っまして、そのことも多分関わってくるんだらうと思うんです。だから、本当に男女共同参画社会を作っていく時に、どういう時代状況の中で、日本の土地柄や青森の土地柄に合った、どういう施策をどういうふうに組み合わせて行けば、少しでも女性の差別的取り扱いが減らせるのかという、地に足着いた動きよりも、やや先走ったという印象を、僕はどこかでずうっと持っていて、審議会に入っているんです。そうしますと、そういったところだって本当は書き込まなくっちゃいけないって、僕は苦情処理制度を導入するのはいいんですが、多分今のまま動かしていくと年1件もなくて、ただ存在しているというだけに終わる可能性だってありはしないかと思っまして、あっちこっと手直ししなくっちゃいけないし、運用のところではかなり考えなくっちゃいけないと思っまして。まったく個人的意見を申し上げますと、先程中崎さんがおっしゃったような文言をどこかに挿入して、もう少しこのところを立体的に書き直すべきではないかと思っしております。つまり、行政は、これまで以上に苦情処理を、男女共同参画社会づくりに関わって受け付けるというオファーを、社会にやっていくべきだというようなことを書き込まないと、やはり片手落ちになるのではなかろうかと思っしております。多分、1行か2行文言を挿入するだけでも、バランスは少し回復するのかなと思っしていますけれども。

佐藤会長：基本的には井上委員と中崎委員の認識は違っていないと思いますよね。すみません、私の進行がまずくて。今もう既に質問と意見とが入っていると思いますので、今ま

だ全部お答えはされていないかもしれませんが、自由に議論をしたいと思います。今の質問にかかわらず、この出されております案、それからこの場で出されております意見について、ご意見がありましたら、あるいは、もうここをこういうふうに変えた方がいい、ここも加えるべきだということもありましたら、どんどんお出しいただきたいと思います。後ちょっと、付け加えますが、後ほど事務局から今後のスケジュールをご説明いただきますが、今日は一番やはり時間をとって十分に審議出来る場になると思います。この審議の中で出された意見を踏まえて、必要であればさらに検討部会を開いて調整した上で、6月の審議会の時に答申をする予定になっております。ですから、まだ時間的に余裕がありますので、今日はぜひいろいろな意見を出していただいて、私たち自身がやはり自分たちが作ったんだというものを、納得した形で答申として出したいと思っておりますので、ぜひ率直にご意見をいただきたいと思います。

井上委員：8ページのところで、中崎さんがおっしゃったのに対しては、私も佐藤会長がおっしゃると同じように、やはり回答せざるを得ないと思うんですが、重点目標の2の女性の人材養成ですとか、10番目の女性に対するあらゆる暴力の根絶、11番目のメディアにおける女性の人権の尊重、12番目の生涯を通じた女性の健康支援等々女性について書かれていますね。男性の人材育成だって必要だろうし、男性に対する暴力だってあるかもしれないですし、勿論。それから、12番目で生涯を通じた女性の健康支援で、男はどうでもいいのかという話だって出てくるかもしれませんが。そういう理屈とは別に、現実問題としてメディアでしばしば女性の人権の方が、男性に比べるとやはり侵害されている現実はある訳ですね。それから、男性の方が人材養成のいろんなチャンスが多いのも事実ですし、生涯を通じた女性の健康支援も、勿論男性もしなくちゃいけないんですが、女性の方にウエイトを置かないとバランスが保てないということもある訳で。それでもなお、それはいいけれども、国際交流がどう関わる、地球環境保全がどう関わるというふうなご意見は当然あり得る訳で、それは先程会長がおっしゃったようにですね、それを意見として苦情処理委員会に持ち込んでくださればよろしいんだろうと。地球環境はどう関わりと、いくらなんでもアフリカのあのおばさんの例を持ち出すんじゃないんだろうな、ということをおっしゃれば、いい訳ですね。そうしますと、おばさんの話を持ち出すかもしれませんが、その辺は、よろしいんだと思うんですが。

むしろ、先程申し上げました仕組みのところで、少しご意見いただければ、10ページ以降で、これで本当にいいんだろうか。僕はこれも個人的な意見なんですが、先程の資料1のところのDVに関する基本方針を、各県がどう立てるかについては、かなりローカルティを出さなくちゃいけないと思っております。こういうふうな目標のところではそんなに出す必要はないだろうと思っております。所得水準の低いところで、小学校はいりませんという話にならない訳ですから、それは。だから、目標値は都道府県同じようなハードルを出しておいていいんですが、救い上げるところで、かなりローカルティを出さなくちゃいけないし。従いまして、政府が出してきたこれではとても使い物にならない。特に本県の場合には、他の県以上に加害者の救済、被害者の救済は当たり前なんですが、加害者の救済のところでは、かなりエネルギーを投入したり、調査をやりませんと、DV

はなくなりませんから。ただ、上澄みのところをなんとかごまかしごまかしで、保護命令を出して、保護命令なんかなんぼ出したって、なくなるのは当たり前の話ですから。そういうところでは、ローカリティをかなり前面に出していかないといけないんですけれども、こっちの方は、僕はちょっと性質違うんだろーと思ってます。

佐藤会長：どうも。また部会長からも、奇しくも施策に対する要望等が出ましたが、今のようことで結構ですので、ご意見をお出しいただきたいと思います。関わった委員でも結構ですし、確認でも構いませんし、いかがでしょう。一條委員。

一條委員：些細な質問と、ちょっとお伺いしたいことの2点です。一つ目の質問なんですが、14ページの3の(1)の県民、事業者等への周知というところの、中頃にある県内各地での苦情処理委員会PRキャンペーン等とあるんですが、このことについては、福士委員と中崎委員と私、多分感想は一緒で、ここはとても私は青森県らしいなと思って読んでおりました。つまり、作ってもおそらく誰も来ないけれども、かみ砕いてこういうこともやれるんですよ、という啓蒙につながるものが、この委員会PRキャンペーン等となっていくことだと思うんですが、ただ私実態がよく分かりませんで、これを実際に行うのは誰が行うのか、そういうことはこれから先のことになるのか、もし検討委員会の方で想定して、これが県が行う事業だと思ってらっしゃるのか、とても私重要なところになってくるのではないかなと思ってまして。ここら辺の具体的な青写真とかがあったら、教えていただきたいなと思うところが第1点です。

第2点は、その少し上の方なんですが、②の苦情処理委員会の権限というところなんです。この中で、「県は、苦情処理委員会が審議を経て最終決定した処理方針・内容については、尊重しなければいけない。」の中の尊重ということの内容なんですが、私は埼玉県の方を視察させていただきまして、現状の中で男女共学ということに対する苦情処理がなされた時に、3人の先生方は県内のすべての高校を共学にしてくださいという勧告書を出したんです。そのことに対して、教育委員会が実際に審議を始めたところ、県民の中に反対運動が高まってしまって、最終的に教育委員会は現状維持というままで納まったというふうに私は理解しています。ただ、そういうふうになってしまいますと、13ページの審議の受付の基準のア、判決・裁決などにより確定した事項というのは、もう話し合われることはないということですね。そうなった場合に、苦情処理委員会が出した決定というのは、まったく無効なものになってしまうということに対して、すごくむなしさというか、本当にこれでいいのかなという気持ちが残るんです。この尊重という中に、私はできれば男女共同参画会議ではないんですけれども、監視していくというような役割も含んでいると、解釈してもいいんだろーかとかいうか、私たちとしては、一応こういう決定を出しました、その後、それがどのようにっていくのか検討し続けるんだという意味での、監視というような役割も含んでほしいな、というような強い希望があるんですが、このようなことは、皆さんはどのようにお考えになっていらっしゃるのかなということ、少しお伺いしたいと思いました。以上です。

佐藤会長：一條委員から、2点ほど質問と意見が出ましたが、まず、最初の14ページの県内各地でPRとかキャンペーンを展開するのは、青森県の実情に照らしてとてもいいことだけれど、実際誰が行うということ想定しているのかということについてですね。それから、もう1点は、同じページの苦情処理委員会の権限についてですが、尊重しなければならないという文言になっているけれども、実際埼玉県例に見られるように、必ずしもその苦情処理委員会が出した結論がそのまま活かされるといいますか、くつがえる可能性もあるのではないかと、そのことに対して監視的な役割ということも、この場合には苦情処理委員会にもたせるという、それが必要ではないか、というご提案だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

その点について、今の時点で、部会でどう考えているかというご質問だったと思いますので、井上部会長にお願いします。

井上委員：こういうふうにしたんですけれども、誰がやるかということまで考えていませんで、当然苦情処理委員会のメンバーと事務局とがキャンペーンを行うというふうを考えていまして、苦情処理委員会には自分は入らないだろうという想定で、大体みんなそう思って作っている訳ですね。5人のメンバーは苦情処理委員会がやるんだと。自分は多分入らないんだと。そういう意味では多分、もしかしたら一條さんかも知れませんが、どなたか別の方かもしれないということでもあります。いずれにいたしましても、苦情処理委員会なり、審議会のメンバーが、自分は関係ないというふうにはならない、というふうに変えながら作っておりました。以上です。

佐藤会長：蒔苗委員。どうぞ。

蒔苗委員：私が視察して参りました鳥取県で、これが行われていまして、苦情処理の3名の委員の方々が、県が行います講演会とかですとか、そう言った場所におじゃまして、その場所において、県民を目の前にしてお話をする、PRをするということをやっていたらいいと思います。それがすごく私にとっては、身近に感じられるものではないかと思いたしたので、この言葉を入れていただいた訳です。もしできれば青森県においても、そういう形で、県の担当者がただ説明するのではなく、実際に苦情処理を受けている委員の方々が、県民に対して直にお話しするというのいいかなと思っております。

佐藤会長：そういうふうに、想定しているということなのですが。苦情処理委員会の権限についての問題もありますが、これについては、尊重しなければならないという文言については、すみません、私が発言してしまいますが、部会でも、もう少し詳しい文言を入れておりました。「また、苦情処理委員会は最終決定に基づいて、必要に応じて施策担当課に対して、施策の改善などに向けた助言、是正の要望、指導、勧告を行うことができる」というように、かなり積極的に役割を果たすということを入れていたのです。ただ、これは実務上難しいんじゃないかということで、とにかく、尊重するという、出た意見を軽々しく無視したり、変えたりすることがないようにというふうな、文言で落ち着いたという

経緯があると思うんですね。委員会を出した審議報告書と、実際、県民の方々からの要望とか、それに対する行政側の判断とかと、食い違う場合があると思うんですね。それをどちらの方を尊重するかということに関しては、大変難しい問題で、私の個人的な意見ですが、それこそ、もう一度審議会に諮ってですね、苦情処理委員会の方から審議会に諮る重要案件として出していいと思いますし、審議会の方で審議してもいい案件になるのではないかなと、苦情処理委員会だけに戻してもやはり協議できる限界といいますか、それがあるのではないかなと、今の時点では考えていますが。この点について何かご意見はありますか。

本間委員：今回県の方も、男女共同参画とか、苦情処理ではなくって、他のお仕事につきましても、成果が上がらないから切られてしまうとかというふうな、今、行政の方も非常に成果主義的なものがあつたりしますですね。実は、私ども厚生労働省も数字をどうしようかなとやったりしている訳ですけども。そうしますと、あまりないであろうけれども、こういう制度があることが壁、防波堤になって本物の大きなことが起こるのを防ぐとか、あるいは、いざというときの掛け込み寺的にしておきたいというふうな形でしたら、それをかなり県民なり、財政当局にきちんと折に触れて説明していく必要があるのではないかなという、だからこれが在ること自体が防波堤ということも今は含んでいるんだということを、かなり言わなければいけないのではないかなということが、ひとつあつたりします。

後、いろいろなお話を聞いていまして、苦情処理について意見・批判が前向きなもの、今を何とかしてくれというのと2つがある、だから、結果として、先程埼玉の例がありましたけれども、前向きのご意見で取り組んでみたけれどもだめだったという形で、へんな言い方ですけども、苦情を出された方に対してはある程度答えはできますけれども、救済してくれと言った方についてはへんな言い方ですけども、世論がそうだからこの人を救済しないといけないという整理をやって、救済というものがここの中にどの位入るのかを、作る段階できちんと考えていかなければいけないのではないかなということを思います。

井上委員が出されました、個別労働関係紛争の調停制度というのは、私ども労働局がやっているんですけども、実は法律が救済しないものをサービスで扱っているんです。結局、労働局にいろんな相談がかかってくるのを整理する段階で、本人の被害が生じているんだけれども、実は法律が救済しないというのは一杯ある訳なんです。だけれども、民事の裁判とかにやって時間を食うよりは、双方間に先生が入って話し合ってみたらどうですかというのが、うまくいく例もあるというふうな形でやっているという代物なんです。ですから、その辺、県が個別救済ということをどの位視野に入れているのか、この間の話ですと、本当はあまり視野に入れたい感じがありましたですね。

佐藤会長：その点につきましては、最初の前提なのですが、個人救済、私人間の人権侵害とか救済というのは、ここでは扱わない。あくまでも施策に関わる苦情・意見ということに限定しております。第11条の文言がそのようになっていまして、条例策定の段階でもそうしてあります。第12条の方で、今の例えばセクハラですとか暴力ですとか、性差別に関わることについては、対応するというふうになっております。

本間委員：セクハラとか、何かもうひとつ性差別があったりというのは、それは結局は一旦受け付けるけれども、それぞれの所に回っていく格好で、直接苦情処理委員会がやるのではないという格好ですよ。その辺をきちんとして置かないと、うちの方も、半分相談のような苦情のような電話がかかってくるんですけれども、それでさっき先生がおっしゃった私どもの均等法は、セクシュアルハラスメントについて男性の被害者は扱わないんです。かわいそうなんですけれども、それに対して苦情を言われるんですけれども、申し訳ない。今の法律は女性を被害者として設定して、文言を書いているので、申し訳ない、あなたは女性が昔やったみたいに民事訴訟で頑張ってくださいという感じで、そんなふうな格好があるので、ある意味本当におっしゃったように、うちとしては、こういうふうな苦情を受け付けるもので、ただし他については、こういうふうに他のところをご紹介しますとかという形を、本当に広報していかなければいけないのではないかと、というふうな、受け付けるものと、実は回しちゃうものとを、きちんとして置かないとダメなんではないかと思えます。

後それから、救済ですけれども、相談者がとりあえず自分としてはと思っている時に、前向きの相談になっていくような整理というのを、相談受付の段階でやって上げると、多分将来的にいい方向にいくのではないかと、私どもも相談を受けながら思っています。今何とかしてくれというけれども、じゃ、あなたは本当は何をしてほしいのということにたどり着くと、実は解決することがあるものです。そういうことを、相談、苦情受け付けの段階の援助というんですか、かなり必要ではないかと思いました。以上です。

佐藤会長：どうもありがとうございます。今最後におっしゃいましたことについては、要件審査のところと相談の窓口のところ、申出相談の対応というところで、ここでは直接受け付けられなくても、前向きにその方が解決できるような方法等について助言と言いますか、アドバイスをするという、それをもう少しはっきりした形で盛り込んだ方がいいというふうに、受け取ってよろしいでしょうか。

本間委員：はい。

佐藤会長：今、本間委員からも出ましたが、一條委員からも出ましたことについて、若干私も含めて意見を申し上げましたが、後、今出た意見についてのご意見でも結構ですし、後その他新たなことでも結構ですので、よろしいでしょうか。

沼田委員：同じ様なキャンペーンとか、同じ様な事業を重ねてやっていることが多いと思うんですね。特に、男女共同参画を意識した時に、生きるとか生活するということに、すごく関わっていくことが多いので、この審議会でもそうですけれども、担当部署が縦割なのが、すごく気になるんです、いつも。ですから、例えば、この審議会でも苦情処理をやりますという時に、PRにしてもそうですし、伝える時にでも、縦でいっているの、あつ、ここの部署からお知らせが来た、キャンペーンが来ただけじゃなくって、ここのうち

の課では、こういう関わり方ができるんですよとか、同じ視点をもって一緒に関わってほしいということ、ぜひ伝えていってほしいとか、横のつながりを付けるようなキャンペーンの仕方とか、それこそ啓発の意味で行政の中にもそういう視点をぜひ入れて、行政マンの方にも、自分のところには関係ないというような見方を是非しないで伝えていただけたら嬉しいと思います。よろしくをお願いします。

佐藤会長：すみません。時間がかかなりあるかなと思っていたのですが、もう大体予定の時間となってしまいました。それで、今後のことなんですが、先程も申し上げましたが、事務局の方からスケジュールについて、もう一度確認でご説明願えますでしょうか。

事務局（齋藤GL）：そうすれば、私の方からスケジュール等についてお知らせします。次回の男女共同参画審議会は6月か7月頃開催を予定しております。今回諮問を受けたことについて、答申するという事です。その後は、私どもの方で、先程沼田委員の方からもお話がありました、庁内の関係課等へ説明会を開催することとしております。その他、手引書の作成、県民のPRを経て、18年4月を目途に苦情処理体制を構築したいというふうに考えております。なお、先程もお話しましたが、第1回目は6月か7月、それから、2回目の審議会は改選期になっておりますので、12月の後半を予定しております。2回目の審議会では、苦情処理体制についての事務方の進捗状況をご報告したいと考えております。

佐藤会長：以上のような予定になっているのですが、今日、今の報告書（案）についての審議は、ここで終了したいと思いますが、この取り扱いなのですが、何か蒔苗委員ありますか。

蒔苗委員：13ページについての下から5行目なのですが、申出人への回答が知事名においてというふうにして書いて、委員が作成した報告書を添付に対して、県の担当の方からお話がありましたけれども、私は是非こういう形、ここに載せた方向でお願いしたいと思えます。知事名においてまとめられたものが出されるのではなく、委員がまとめたものを是非作っていただきたいなと思っております。

それともうひとつお話があった、14ページの下の方でHPの掲載のところなんですけれども、担当課のページに載せることは勿論ですけれども、何らかの方法で開いた時の表紙に、新しく載る時とか、掲載が分かるようなことが必要だと思いますので、そこら辺も是非お願いしたいと思えます。

佐藤会長：すみません。思ったより時間がなくて申し訳ないのですが、今後のことなのですが、先程事務局からもご説明がありましたように、6月に答申案として提出することにしております。その場では、現委員が同席していただくことになるのですが、ただ、それまでの段階で今日お出ししたものについて、あまり基本的といいます、大きなところのご異論がなかったように私は受け止めています、ただ、いくつか修正するといいます

か、付け加えるということが出たと思います。そのことにつきまして、部会長の井上先生、あと1回位は部会を開くことはできるのですよね。部会の方でそれを調整して、正式な案として作るか、それとも、もう今出た意見を踏まえて事務局の方にお任せするかということだけ、ちょっとこの場で決めて置きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

井上委員：今日いろんなご意見が出て、概ね収斂したところは収斂したかと思しますので、事務局でまとめて整理してくださって、部会の方の各委員に回覧でもしてもらえれば、それでよろしいんじゃないかと思えますけれども。

佐藤会長：では、そのようなことで事務局、よろしいでしょうか。

事務局（齋藤GL）：分かりました。

佐藤会長：では、そうして出来上がりましたものを、事前にすべての審議会委員の皆様を送付するというので、もしその場合にも何か気が付いた点があったら、申出ていただくということになるかと思えますが、一応、以上のようなことで答申案を作成したいと思います。

（3）その他

① 男女共同参画センター指定管理者制度導入に伴う審査委員会委員について

佐藤会長：では、すいません、時間が迫っておりますが、その他の審議に入りたいと思います。まず1つは、審査委員会、男女共同参画センター・アピオが指定管理者制度に移行することになっておりますが、その導入に伴う審査委員会の委員についてです。まず、このことについて、事務局からご説明いただいてよろしいでしょうか。

前の審議会のところで、審査委員会のほうに審議会のほうからも、ぜひ委員を入れて欲しいというふうに要望してありました。そのことに関わるのですが、事務局のほうから、例えばその審査委員会はどのような状況になるか。それから、もし委員を入れるとすれば、何名ぐらいかというようなことについて、今の状況で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

事務局（齋藤グループリーダー）：審査委員会の委員については、それこそセンターの指定管理者として応募する予定であります団体など、利害関係のある方は対象外ということになっておりますので、そのへんについては注意してもらいたいということ。

それからもう1つ、審査委員会の委員については、男女共同参画センター関係としては、現段階では5名くらい考えております。5名のうち3人は県関係、残りの2名を県関係以外というふうに考えております。2名のうち1名について、男女共同参画審議会の委員の方をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

佐藤会長：今、お話がありましたように、委員会の条件として、指定管理の委託に関して利害関係があるということですよ。利害関係といっても様々な面があるのでしょうか。そういう方は委員としてはふさわしくないのではないかとということと、それから、今の時点で想定されている委員は5名で、そのうち3名が県関係で、あと2名が民間といいますか、関係者ということになるのでしょうか。そのうちの1名を審議会からということで、結局1名の委員を審議会から指定管理者制度導入に伴う審査委員会の委員として出してもらうことになると思うのですが、その1人の委員をどのように選んだらよいかということ、ちょっとご協議いただきたいと思うのですが。何かこのことについてご意見、こうしたらいいというお考えありませんでしょうか。今の段階で、ぜひ私とその委員になりたいというふうにお考えの方がおありになれば、はい。

沼田委員：その指定管理者になりたいとって、まだ募集はされていませんよね。でもなんなんとなんか手を挙げようかというか、こちらで、県のほうで把握している団体で、名乗るのではないかなというのがわかっているのであれば、そのことを教えていただかないと。もしかしたら、自分は知らなかったけれども関係があったということもあるのではないのでしょうか。

佐藤会長：その点については利害関係のどの範囲になるのでしょうか。いずれにしろ、男女共同参画に関するということであれば、どこかで関わっている可能性がないとはいえないので。全く無関係な人になるというのは、この主旨からいっておかしいと思いますしね。

事務局（齋藤グループリーダー）：特に事業というよりも管理とかそういう部分が主になってくると思うのです。それこそ清掃とかそういうふうなものであれば、当然自分たちが覚えていけば、積算しやすいわけですよ。そういう意味で、やっぱりそういう利害関係があるところについては、私どものほうで話をすれば、当然事業計画とかいろいろなものを出してもらいますけれども。そうすれば、そういう人たちというのを積算しやすいわけですよ。そうすれば、自分たちの有利な方向で積算できる可能性があるということ。

もちろん事業のほうもそうなのですが、やっぱり覚えていけば、それなりにいろいろ情報が伝わっていきますよね。そういうことで、やはり直接的な利害関係があるのは難しいというふうには判断しています。

今、沼田委員がおっしゃった、知っていたら教えて欲しいという話もありましたけれども。これについては、まだ私どものほうで、公募について全然やっていませんので、単なる説明会、ただ男女共同参画センターについて指定管理者制度を導入しますという説明だけであって、具体的な説明というのはまだこれからになります。誰が、どこで手を上げるかというのは、私のほうでは十分把握しておりません。

佐藤会長：それはちょっと今の段階では、明らかにするのは難しいと思いますし、むしろ問題が生じる可能性もあるのではないかと思います。そのような状況なのですが、自薦で

ご自分がという方がいらっしゃらないのであれば、すいませんが会長一任ということで。今のような利害関係とか、でもアピオをこれから男女共同参画の拠点として事業をもっと発展させていく上で有効な、そういう観点から審議会の委員としてふさわしいだろうと思われる方を人選したいのですが、よろしいでしょうか。

今の日程ですと、6月の審議会の前になると思いますので、事後報告になると思いますが、ではそのような形で会長である私のほうで指名させていただきたいと思います。

では次に17年度予算について、ご説明をお願いしたいと思います。

② 平成17年度当初予算及び新規事業について

事務局（佐藤課長）：それでは資料3に基づきまして、17年度の当初予算、男女共同参画課関係の主な新規事業について説明したいと思います。

まず1番最初にあります男女共同参画による新しい価値の創造推進事業費ということでございます。これは17年度来年度と18年度の2年間で実施したいと考えている事業です。事業内容のほうをご覧いただければよろしいのですが。男女共同参画に関する意識啓発講座等を多くの男性も受講できるのではないかと思われる、起業が期待できる、企業とか団体の職場において出前講座とか出前ワークショップを開催する事業でございます。出前講座10回、出前ワークショップ5回でございます。

これまでの講師派遣につきましては、例えば女性団体とかそういったグループに割と利用させていただいてきておりますが。今回は次世代の法律が策定されまして、事業主が仕事と育児の両立支援・働き方の見直しといったことを踏まえた行動計画を策定することに、来年度なっておりますので、そういった気運を活用いたしまして、その気運の中で、職場においてこういった意識啓発をさせていただきたいということで事業を組んでおります。

次の裏面になりますけれども、ヌエック研修事業費ということになります。これまで海外に、男女共同参画研修ということで派遣してございましたけれども、とりあえず先進国といわれるようなところはひと回りさせていただきまして、参加したメンバーからは非常に多くの活躍できるリーダーをたくさん輩出することができました。所期の目的は達成されたのではないかとということで、来年度以降は独立行政法人国立女性教育会館「ヌエック」に、県内の男女30名を派遣して3泊4日の研修をしていくということで。地域リーダーを養成しようということで実施する予定です。

次の男女共同参画県民フォーラム事業でございますが。これは現在県内2カ所でフォーラムを開催しておりますが。今年度から都市部というよりは、むしろ町村部の取り組みの強化を図りたいということで、今年度も小泊と七戸町でフォーラムを開催いたしました。来年度も同様に、県内2カ所で講演とかワークショップのためのフォーラムを開催したいと思っております。

現在の予定といたしましては、9月4日に田舎館村で、11月6日に田子町で開催したいということでおしまして。この事業の企画運営については、男女共同参画社会づくりを目的として活動されている民間団体等から企画運営や企画案を公募したいなというふうに思っております。来年度は男女共同参画センターのほうで窓口で、この事業を実施いたしますのでよろしくお願いたします。

次のDV防止啓発事業費でございますけれども、先ほどの基本計画の策定に要する経費の他に、事業内容の2番のところに高校生向けのDV防止啓発ワークショップを開催するというので、約90万計上してございます。

これは10代の青少年が、DVの加害者にも被害者にもならないように、県内の高校生を対象として、参加型のワークショップを県内6地区に分けて、各地区1校予定で考えておりますけれども、県内高等学校6校でそのワークショップをやるということで、準備したいと思っております。

以下については、次の2つについてはこれまでの継続になりますので、説明を省略させていただきます。

佐藤会長：どうもありがとうございました。すいません、時間の関係で、すごくはしょっていただきましたけれども、新規の事業と継続の事業についてご説明いただきました。このことについて何かご質問等ありませんでしょうか。

1番目の創造推進事業というのは、次世代育成の高度計画とタイアップして行うということなのですね。

事務局（佐藤課長）：具体的にはタイアップということではないのですが、そういった社会的な動きがあって、男女共同参画の視点というのが、企業のほうにも割と意識付けられてきているという状況にあるのではないかと。そういう背景を踏まえて、今まで職場・企業等にはなかなかお邪魔できなかったのですが、この機会にそういったところに行けば、もちろん男性もたくさんおりますし、女性もたくさんいるということで。そういったことに視点を向けた、例えば男性育児休業取得者の子育て体験談とか、企業等の取り組みのモデル事例だとか、男女共同参画の基礎知識とか、そういうことを啓発していこうということでございます。

佐藤会長：なにかございませぬでしょうか。では、次の案件に入りたいと思います。年次報告書について簡単にご報告をお願いいたします。

③ 年次報告書について

事務局（佐藤課長）：資料の2でございますけれども、概要版をお渡ししている他に資料4ということで付いてございます。まず、男女共同参画の中で政策方針決定過程への女性の参画ということでございます。県が設置する審議会等における女性の登用率は、平成16年4月1日現在35.9%ということで、全国第3位になっております。県職員等の状況も書いてございますが、課長級がちょっと下がったのですが、課長補佐級では9%から9.6%に増加しております。

少し省略させていただきますと、(2)「男女共同参画社会作りに向けた意識」の中で、平成15年に県が実施しました意識調査によりますと、男は仕事、女は家庭という考え方に同感する割合は全体で14.2%、平成9年度は調査時24.2%。同感しない割合は38.5%、前回は37.2%になっており、同感する割合は減少しているという状況でございます。

次のページですけれども、「職業・家庭・地域における男女共同参画の現状」ということで、平成 15 年の毎月勤労統計調査地方調査結果によりますと、本県の調査産業合計の女性常用労働者の基本給・諸手当等の平均月間現金給与額は 196,000 円、男性が 346,000 円ということで、かなりの開きがございます。

次に（４）ですが、「女性の人権が尊重、擁護される社会の形成」ということで、こちらのほうでは相談件数の状況を書いております。

（５）の「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」ということで、今年度、アメリカ・サンフランシスコに海外視察がありました。

大きな２番の「主な動き」というところでございますけれども。この意識調査、青森県男女共同参画に関する意識調査報告の公表ということを行います。16年3月にまとめて公表いたしました。今回、審議会でご審議いただいております苦情処理体制のありかたについて、青森県男女共同参画審議会に諮問し、来年の答申を予定しているところでございます。

それから、部長のあいさつにありましたけれども、新しい生活創造推進プランを、県が基本計画をつくりましたけれども。その中において、５つの社会像を実現するための仕組みづくりということで、男女共同参画を着実に推進するというところでございます。

ちょっとはしょりましたけれど、後ほど、概要版をご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長：どうもすいません。私の不手際で時間がちょっと短くなってしまって申し訳ございませんでした。今ご説明がありました、事前に皆様方の手元に本体がお届けしてあったと思います。それに基づいて今、ご説明いただきました。

それで、この年次報告書につきましては、今ちょっとご意見をうかがう時間がないので、もしご意見・ご要望、「こうしたらいいのじゃないか」というようなことがありましたら、皆様のお手元のところにお配りしてあります、意見・質問票のところにご記入いただいて、4月20日ごろまでにお送りいただければありがたいと思います。その出されました意見は、次年度の年次報告に生かすということにしたいと思います。

ちょうど時間となりまして、あと2分になりました。なんかいつも、なかなか慣れないといいますか、もともとこうなのかもしれないのですが。予定通りにいきませんで申し訳ありませんでした。

ただ、今日は苦情処理体制の答申案につきまして、かなり突っ込んだ意見交換ができたのではないかと思います。出されました意見を基に、もう少し完成したものとして作成して、皆様のお手元に送付したいと思います。

では、他に委員の方からご意見等、はい、どうぞ。

本間委員：次世代法の事業主のほうの行動計画が、いよいよ4月1日から届け出ることになっているのですけれども、はたしてどのくらい届け出てくださるかと思いついて待っているところでございます。

2年間広報に取り組みまして、少子化対策が本当に均等法の女性の活用、そしてさらに戻って、共同参画にフィードバックするなあというのを、ものすごく思いながらこの2年間、少子化対策にたずさわってきました。だから結局申し訳ない、私どもも力が足りませんで、労働時間を全体に縮減していくから、男性も育児に関われるはずだとか、あとそれから、女性が活躍していれば、女性だけが育児とかでない、あるいは男性も一緒に育児をやるといふ形に、なかなかつくっていけなかったというのが、結局お母さんたちの負担になってしまっただけというふうになっているのではないかと、ものすごく思っております。共同参画というのは、本当に少子化対策というのも含めて、社会の基盤なのだということのをさらに思いながらやっています。県のほうにも委員の方々にも、折を見つけて、県民のほうに「広報していただけたら」ということを思っております。6

それから、この新しい価値の推進事業ですけれども、「男性育児休業者というのはいませんか」というのを均等室に聞くのはできたら避けて欲しいなということ。非常にいません。という、今から言っただけなんですけれども。去年もアンケートして、2〜3件いるんですけれども、とても公表できるようなあれではないと事業所からいわれていたりするので、申し訳ないです。

佐藤会長：どうもありがとうございます。もう最後になりましたが、まだちょっと、今日ご発言をいただいているお2人の方から、橋本委員と三上委員、1言だけ。またしばらくお会いできないと思いますので。

橋本委員：実は先ほどの苦情処理の件で、だいたい皆様おっしゃられたことに、私は賛同しております。すいません、最終確認なんですけれども、要するに、この内容と、文字の問題だと思うんですけれども、そういう文言等を直したものがという形で自分の手元に来たらというふうに認識していますけれども、それでよろしいのですよね。

あと余談なんですけれども。たぶん私、また6ページの話になってしまうのですが。前回、先月でしたか、テレビ朝日のほうで番組がありまして、県民性のランクを決めるやつがあったのです。見ましたか。見ていませんか。全国で1番暗い県民はどこかという話になったときに、それ、青森だったのです。

どうして。その根拠はというと、テレビを見ている時間が1番長い県民が青森県だということ。では青森県の人間はどれだけ暗いか取材しに行こうということで、笑福亭鶴瓶と今バラエティに出ているYOUさんという歌手の方なのですが、2人で来まして。

どこに来るのだろうなって。だいたい青森市に来るじゃないですか。どこに来たと思いますか。三沢なのです。それで三沢の最初に映した場所が、小川原湖ってわかりますか。あの近辺の、変な話、集落のところから映して行って、全国的に三沢はどういうところかと象徴がそっちになってしまっただけ。せっきやく青森に来たのにテレビ朝日の担当の方いらっしやったら、1言文句言おうと思ったんですけれども、いらっしやらなかったのです。

たぶんそういう面でも、先ほど言ったお話がちょっと、別に関係ないんですけれども、そういう形で全国に発信されてしまっているところもあるのかなと。そのへんはどこに訴えればいいのかと。県庁の方もいらっしやるので、そのへんのことを聞こうかなと

思って、ちょっと今日来たのですけれども。その話をしようかな、しまいかなというときに、たまたまそういうのが出たので。

やはりあると思うのですよね。テレビでランク付けされるということは、そういう気質がないかといえましょうになるということになりますので。でも、そういうのもひっくるめて改善していこうという話でありましょうから、そのへんの文言はやはりやわらかくしたほうが、皆さん思っていると思うのですけれども。

でもこれ、事実ですので。知りませんでしたか。皆さん、勉強しているみたいですね。でも最後のほうに、私の取引先のバーのほうに行っていて、ちょっと格は上がったかなと思いました。以上でした。

佐藤会長：どうもありがとうございました。では、今のご意見も取り入れるように努力したいと思います。ではすいません、三上さん。

三上委員：この苦情処理の男女共同参画の推進に関するということで、ちょっと余談なのですけれども。去年普及センターの関係で、農村女性の1人としまして、村のトップの方と話をする機会があったのです。村のトップの方と農村女性が話をする機会というのは、今まで、今はつがる市ですけれども、前の稲垣村ではなかったのです。

そのときに、トップの方が「女性の生の声が聞けて、とてもよかったな」ということで。私たち女性も普及センターの男女共同参画キャラバンという企画がなかったら、そういう機会がなかったので、これからも進めていただきたいなという声があったのです。

それがまた、こういう推進に関する施行のほうで、私たちの意見として、また載せられるのだなととても嬉しく思っています。

佐藤会長：どうもありがとうございます。何か今のご発言はとても心強いといえますか、これからの取り組みが期待できるなというご意見でした。

どうも、ちょっと時間が延びてしまいましたが、一応今日予定しておりました案件については終了しました。

それから、ほんとうにごくわずかでしたが、全員から一応ご意見をうかがうことができたと思います。以上で終了したいと思います。長時間に渡りまして、ご熱心にご討議いただきまして、どうもありがとうございました。以上で終了いたします。

4. 閉会

司会（齋藤グループリーダー）：どうもありがとうございました。佐藤会長はじめ委員の皆様にはお疲れ様でした。以上を持ちまして、青森県男女共同参画審議会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

《以上終了》